

人事行政の運営等の状況(水道事業)

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用・退職者数

	H. 25. 4. 1	H. 25. 4. 2～H. 26. 4. 1		H. 26. 4. 1現在
		採用者	退職者等	
職員数	25	0	0	25

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成25年	平成26年		
公企	水道	25	25	0	正規職員を派遣職員に切替
合計		25	25	0	

(注) 地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時及び非常勤の職員は除いています。

(3) 年齢別職員構成の状況

(平成26年4月1日現在)

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	～ 23歳	～ 27歳	～ 31歳	～ 35歳	～ 39歳	～ 43歳	～ 47歳	～ 51歳	～ 55歳	～ 59歳	以上	
職員数	0	0	1	2	0	0	1	5	5	2	9	0	25

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(水道事業会計決算)

区分	人口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 24年度の 人件費率
平成25年度	人 50,115	千円 849,036	千円 87,528	千円 164,723	% 19.4	% 21.7

(2) 職員給与費の状況(水道事業会計予算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
平成25年度	人 25	千円 99,783	千円 159,381	千円 47,140	千円 306,304	千円 12,252

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額です。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
赤穂市	円 342,900	円 401,181	歳月 45.2	円 323,143	円 354,721	歳月 53.2

(4) 昇給への勤務成績の反映状況

1月1日における昇給の号給数は、6月及び12月の勤勉手当における勤務評定等を参考として、以下の定める基準に基づき実施しています。

昇給区分		極めて良好	特に良好	良好	やや良好でない	良好でない
昇給の号給数	一般職員	8号給以上	6号給	4号給	2号給	0
	55歳以上※	2号給以上	1号給	0	0	0

※技能労務職は、55歳以上を57歳以上と読み替えます。

(5) 職員手当の状況

① 平成25年度の期末手当・勤勉手当の状況

赤穂市			国		
期末手当		勤勉手当	期末手当		勤勉手当
6月期	1.225 月分	0.675 月分	6月期	1.225 月分	0.675 月分
12月期	1.375 月分	0.675 月分	12月期	1.375 月分	0.675 月分
計	2.60 月分	1.35 月分	計	2.60 月分	1.35 月分
職務上の段階、職務の級等による加算措置有			職務上の段階、職務の級等による加算措置有		

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

期末手当は6月1日及び12月1日(基準日)にそれぞれ在職する職員の在職期間に応じて支給され、勤勉手当は基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給されます。

② 平成25年度の退職手当の状況

(平成26年3月31日現在)

赤穂市			国		
(支給率)	自己都合	早期・定年	(支給率)	自己都合	早期・定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(3~45%加算)		

③ 平成25年度の特種勤務手当の状況

手当支給職員の割合(水道事業会計)	40.0 %	
支給職員1人当たり平均支給年額	34,422 円	
手当の種類(手当数)	4	
代表的な手当の名称	支給額の多い手当	夜間特殊業務手当、現場監督手当
	多くの職員に支給されている手当	夜間特殊業務手当

(注) 1人当たり平均支給年額は、平成25年度の水道事業会計決算をもとに算出しています。

④ 時間外勤務手当の状況

平成25年度	支給総額	4,907 千円
	職員1人当たり支給年額	234 千円
平成24年度	支給総額	4,597 千円
	職員1人当たり支給年額	209 千円

⑤ 管理職手当の状況

平成25年度	支給総額	2,340 千円
	職員1人当たり支給年額	585 千円
平成24年度	支給総額	2,210 千円
	職員1人当たり支給年額	553 千円

⑥ その他の手当(平成25年4月1日現在)

区分	内 容	一般行政職 の制度との異 同	支給実績	支給職員1人当たり 平均支給年額
扶養手当	配偶者 13,000 円 扶養親族1人につき 6,500 円 (配偶者無 1人 11,000円) 満16歳から満22歳までの子1人 につき5,000円を加算	同	4,560 千円	285 千円
住居手当	貸家居住者 12,000円を超える家 賃の額(27,000円を限度)	同	324 千円	324 千円
通勤手当	交通機関利用者 運賃等相当額 (55,000円を限度) 自動車等利用者 片道2km以上の 者(2,000円～24,500円)	同	804 千円	40 千円

(注) 支給実績及び1人当たり平均支給年額は、平成25年度の水道事業会計決算をもとに算出しています。

3 職員の勤務時間その他勤務条件及びサービスの状況

(1) 年次休暇の取得可能日数及び取得状況(平成25年中)

年次休暇	内 容	平均取得日 数(日)	前年平均取 得日数(日)
	1年に最大20日付与 (1年で消化できなかった場合は翌年にのみ繰越可)	6.0	8.6

(2) 育児休業の取得状況(平成25年度)

育児休業を新たに取得した職員数と取得予定期間

	3ヵ月未満	3～6ヵ月	6～9ヵ月	9ヵ月以上	合 計
取得者数	0	0	0	0	0

(3) 介護休暇の取得状況(平成25年度)

介護休暇を取得した職員数と取得予定期間

	1ヵ月未満	1～2ヵ月未満	2～3ヵ月未満	3～4ヵ月未満	4～5ヵ月未満	5～6ヵ月未満	合計
取得日数	0	0	0	0	0	0	0

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の種類及び件数

分限処分とは、勤務成績が良くない場合、心身の故障のために職務の遂行に支障がある場合や長期休養を要する場合など、公務能率を維持するために問題が生じた時に、任命権者の権限で、降任、免職、休職、降給させることができるものです。

処分件数 0 件

(2) 懲戒処分の種類及び件数

懲戒処分とは、法律又は条例、規則に違反した場合、職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、免職、停職、減給、戒告となるものです。

種類	戒告	減給	停職	免職	合計
処分件数	0	0	0	0	0

5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修

市町部局において統一的に実施。

(2) 勤務評定の目的

勤務成績の評定は、人事管理に必要な職員に関する事実ないし基礎資料を得て、客観的かつ公正に職員の勤務実績を測定し、評定することで、情実を排除した公正な人事行政により職員の執務能力の発揮及び増進を図ることを目的として実施しています。

(3) 勤務評定の実施状況

- ア 対象者 課長以下の全職員
- イ 評定者 原則として直近の上司2名
- ウ 基準日 各年6月1日及び12月1日
- エ 評定期間 12月2日～6月1日(基準日6月1日)
6月2日～12月1日(基準日12月1日)

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

区分	実施主体	内容
共済制度	兵庫県市町村職員共済組合	短期給付、長期給付等(民間でいう社会保険、厚生年金)に関する事業を行っています。
	赤穂市職員互助会	職員の健康増進のための事業、各種給付事業、貸付事業等を行っています。
公務災害補償	地方公務員災害補償基金	公務員が、公務上受けた労働災害(公務災害)について、地方公務員災害補償法に基づく補償を行います。